# 特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令 （平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第二号）

#### 第一条（表示事項）

資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「法」という。）第二十四条第一項の主務省令で定める同項第一号に掲げる事項は、特定容器包装（容器包装（商品の容器及び包装であって、当該商品が費消され、又は当該商品と分離された場合に不要になるものをいう。）のうち、主として紙製のもの又は主としてプラスチック製のものをいい、飲料、特定調味料（資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の四の項の上欄に規定する調味料に関する省令（平成二十年農林水産省・経済産業省令第一号）で定める調味料をいう。）又は酒類を充てんするためのポリエチレンテレフタレート製容器及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令別表第五の六の項の上欄に規定する特定容器包装に関する省令（平成十三年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号。以下「特定容器包装省令」という。）第二条に規定するものを除く。以下同じ。）について、当該特定容器包装の材質に関する事項とする。

#### 第二条（遵守事項）

法第二十四条第一項の主務省令で定める同項第二号に掲げる事項は、別表第一の上欄に掲げる者ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。

# 附　則

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

##### ２

次に掲げる特定容器包装については、法第二十五条、第三十七条第二項及び第四十二条から第四十四条までの規定は、適用しない。

###### 一

平成十五年三月三十一日までに製造された特定容器包装

###### 二

特定容器包装に入れられ又は特定容器包装で包まれた商品（平成十五年三月三十一日までに輸入されたものに限る。）を入れ又は包んだ当該特定容器包装

# 附　則（平成二〇年二月六日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

# 附　則（令和元年七月一日財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第一号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。